令和７年度　　第４回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和７年度第４回江田島市農業委員会議事録

日　　時	令和７年７月 30 日（水） 14：00～14：55	場　　所	わくわくセンター ２階農業研修室
出席委員	1　山田　隆見 2　下河内　昭博 3　川尻　一行 4　村上　浩司 6　室元　文雄 7　中福　留美 8　田中　正彦		
欠席委員	5　清水　正子 9　小原　正清		
出 席 者 総　　数	出席委員７名		
事 務 局 職　　員	事務局長　　角田　周平 書　　記　　永村　由美 書　　記　　小山内　紘介 書　　記　　中田　達也		
傍 聴 者	無し		
議 事 録 署名委員	７番　中福　留美 ８番　田中　正彦		
提出議題	議事 諸報告 議案第 12 号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第 13 号　農地法第４条の規定による許可申請について 議案第 14 号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第 15 号　非農地証明の申請について 議案第 16 号　江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について 協議事項		

１　開　　会

事務局長　定刻になりましたので、只今から令和７年度第４回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和７年度の第４回目の総会となります。

なお、本日会長が所用のため、欠席となります。そのため、村上会長職務代理者に議長を務めていただきます。

本日の総会出席者数は９名中欠席者２名で、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に村上会長職務代理者が御挨拶申し上げます。

議　　長　皆様、暑い中お疲れです。只今、事務局長が説明されましたとおり小原会長が欠席のため代わりに議長を務めさせていただきます。不慣れでご迷惑をおかけしますが、会議進行へのご協力よろしくお願いします。

事務局長　ありがとうございました。これからの議事進行は、村上会長職務代理者が議長となります。よろしくお願いいたします。

２　議事録署名者の指名について

議　　長　それでは、日程第２の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては７番の中福委員と８番の田中委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、中田、小山内の４名の書記を指名します。

３　諸　報　告

議　　長　日程第３の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

永村書記　本日審議する事案について説明します。

１つ目は、農地法第３条の許可申請について。

２つ目は、農地法第４条の許可申請について。

３つ目は、農地法第５条の許可申請について。

４つ目は、非農地証明の申請について。

５つ目は、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について。

以上です。

議　　長　日程第４の議案第12号、農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

永村書記　議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和 7 年 7 月 30 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号 1、譲受人、A、住所、江田島市江田島町、職業、アルバイト。
譲渡人、B、住所、岐阜県各務原市新鵜沼台、職業、無職。
所在地、江田島町字〇〇＿番＿、面積は 339 ㎡。
申請理由は贈与で、譲受人は「既存経営地の隣接地にあり、耕作に便利なため、無償で譲り受ける。所有権移転後は、出荷用の柑橘類を栽培する。」
譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、自宅から遠距離で適正な管理が困難であるため、無償で譲り渡す」
農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　1 番の案件につきまして、関係農業委員の小原会長が欠席のため事務局は説明をお願いします。

中田書記　説明のとおり、譲受人が隣接地で耕作をしておられますので、引き続いての耕作ということになり、問題はないかと思います。

議　　長　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　無しの声あり。

議　　長　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　全員挙手。

議　　長　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　番号 2、譲受人、C、住所、江田島市江田島町、職業、無職。
譲渡人、D、住所、大阪府寝屋川市高柳、職業、無職。
所在地、江田島町〇〇＿丁目＿番＿、面積は 518 ㎡。
申請理由は贈与で、譲受人は「贈与により当該農地の所有権を一部取得した。昭和 54 年以降、当該農地管理を任されており今回、共有名義を単独での所有に変更するため無償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を栽培する。」
譲渡人は「亡母より相続し、現在相続登記が済んでいないが、遺産分割協議を行い相続者となった。しかし、遠方に居住しており、適正な管理ができないため、親戚である譲受人に譲り渡す。」

農地法第３条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　２番の案件につきまして、関係農業委員の小原会長が欠席のため事務局は説明をお願いします。

中田書記　　譲受人が今までも当該農地の管理をされておられまして、今回は所有権が共有から単独に変わるということで管理は今まで通りやっていただけるということですので、問題はないかと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。

永村書記　　番号３、借人、Ｅ、住所、江田島市能美町、職業、無職。
貸人、Ｆ、住所、富山県下新川郡朝日町、職業、無職。
所在地、能美町〇〇字●●＿番＿、面積は 490 ㎡。
申請理由は賃貸借で、借人は「自宅の隣接地に当該農地があり、耕作にも便利が良いため譲渡人である義理の兄と賃貸借について合意が得られたため借り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を栽培する。期間：５年間　賃料：2,400 円/年」
貸人は「遠方に居住しており、適正な管理ができず当該農地は遊休農地となっていた。耕作したいと申し出があったため期間を定めて貸し付ける。」
農地法第３条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　３番の案件につきまして、関係農業委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　　事務局の説明のとおり、適正に管理していただけるということで特に問題ないと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は次をお願いします。

永村書記　　番号4、譲受人、G、住所、呉市音戸町、職業、無職。
譲渡人、H、住所、呉市音戸町、職業、会社役員。
所在地、大柿町〇〇字●●＿番＿　外22筆、合計面積、14,697㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「譲渡人が法人組織再編により親会社に吸収合併の予定があり、農地所有適格法人の適用要件から外れるため、農地を所有できなくなる見込である。創業者の妻である私に農地を所有してほしいとの依頼があった。今後も農業部門が現在と同様の体制で継続して農業に取り組むため、やむを得ず有償で譲り受けることとした。譲渡人の合併後は農地を親会社に賃貸借を予定している。」
譲渡人は「法人組織再編に伴い親会社への吸収合併を10月に予定しており、農地所有適格法人の適用条件から外れることから、創業者の妻に農地を有償で譲渡する。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。
御審議をお願いします。

議　　長　　4番の案件につきまして、関係農業委員である中福委員の意見を伺いたいと思います。

中福委員　　事務局の説明された通り、とても複雑なのですけれども、もうこれしか方法がないということで、致し方ないかなとは思います。農地の件数がすごく多いのですけれども、地図を見ていただいたらわかると思うのですけど、上下の2ヶ所の部分に集中しておりまして、今のところは管理が適正にされておりますので問題ないと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

室元委員　　合併ということはHが無くなるということですか。

小山内書記　　合併して無くなる予定で、10月を目途に合併を考えていると聞いております。

室元委員　　名前自体も無くなるのですか。

小山内書記	Ｈという会社が親会社に吸収される予定であるとのことです。
角田事務局長	親会社の中の農業部門になるとの予定で今進んでおります。
室元委員	分かりました。
議　　長	他に御意見、御質問はございませんか。
委　　員	無しの声あり。
議　　長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委　　員	全員挙手。
議　　長	全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号５、譲受人、Ｉ、住所、江田島市能美町、職業、無職。 譲渡人、Ｊ、住所、呉市川尻町、職業、無職。 所在地、能美町〇〇字●●＿番＿　外６筆、合計面積、2,050 ㎡。 申請理由は譲渡で、譲受人は「江田島市内で居宅を探していたところ、居宅の購入について合意が得られた。譲渡人から近隣の農地も併せて購入してほしいとの依頼があったため、有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を栽培する。」 譲渡人は「相続により当該農地を取得したが、遠方に居住しており適正な管理ができないため譲渡先を探していた。今回合意が得られたため譲渡する。」 農地法第３条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。 御審議をお願いします。
議　　長	５番の案件につきまして、関係農業委員である田中委員の意見を伺いたいと思います。
田中委員	事務局の説明されたとおり、間違いございません。
議　　長	御意見、御質問はございませんか。
委　　員	無しの声あり。
議　　長	無いようなので、採決に移ります。本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。以上で3条の審議を終わりまして、議案第13号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　　議案第13号、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和7年7月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号1、申請人氏名、K、住所、広島県広島市西区、職業、無職。
所在地、沖美町〇〇字●●__番__、面積は190㎡。
登記簿地目、畑、現況、宅地。
申請理由は「申請人の前所有者が平成23年7月頃、建設会社及び周辺住民とともに、当該地の一部を道路兼私道に転用を無許可で行った。現況は既に公衆用道路となっており、また道路拡張工事と同時期に、当該地の半分を進入路及び駐車場として転用した。現況は既にコンクリート敷きとなっているため原状回復は不可能である。今回所有権移転の予定があり、地目を現況に合わせるため始末書を添えて申請する。現況：公衆用道路・進入路・庭」
以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議　　長　　この1番の案件につきましては、関係農業委員の下河内委員に意見を伺いたいと思います。

下河内委員　　追認の案件ですので、致し方ないと思います。道路拡張というのは今後あまりないと思うのですけど、もしあったときに、建設会社等にはきちんと転用してくださいというのを言わないといけないかなというのはあるので、そこぐらいです。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号2、申請人氏名、L、住所、江田島市大柿町。職業　自営業。
所在地、大柿町〇〇字●●__番__、面積は555㎡。
登記簿地目、畑、現況、宅地

申請理由は「令和元年に前所有者から農地と住宅を購入した。今回、自宅兼店舗で酒類の販売を行うため免許を申請するにあたり、住宅の一部が農地に建っていることが税務署からの指摘で判明した。酒類販売免許は、農地では申請が行えないため、転用申請をする。またその他の部分は庭として使用しているため宅地への転用を申請する。現況：住宅の一部・庭」

以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議　　長　　この２番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員に意見を伺いたいと思います。

中福委員　　一番上の写真の家で天然酵母のパン屋さんをされているのですけれども、このたび事務局の説明されたように、酒類を販売するということで、この前の土地を転用せざるを得ないということです。特に問題はないと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号３、申請人氏名、Ｍ、住所、江田島市大柿町、職業、地方自治体。

所在地、大柿町〇〇字●●＿番＿、面積は 17 ㎡。

登記簿地目、田、現況、公衆用道路。

申請理由は「平成２１年にＭが施工した農道整備工事において、適正な農地転用許可手続きを経ることなく、農道（公衆用道路）として整備を行い、現在に至っている。本来であれば、農地法の許可を申請すべきところ、失念していた。この度、当該地の隣接者に売却する予定があり、地目を現況に正すため申請する。現況：公衆用道路」

以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議　　長　　この３番の案件につきましては、関係農業委員の中福委員に意見を伺いたいと思います。

中福委員　　これも追認案件なのですけれども、どうしてこのようなことになったのかなという様に思うのですけれど、この度家を建てられまして、その塀のところの登記を変えなくてはいけないということで、これも仕方ないことだなと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号4、申請人氏名、N、住所、江田島市沖美町、職業、無職。
所在地、沖美町〇〇字●●＿番＿、面積は24㎡。
登記簿地目、畑、現況、駐車場。
申請理由は「当該農地は、夫が奥の宅地と一体でお客様用駐車場に無許可で転用を行った。今回、財産整理をして所有権移転を行うために、始末書を添えて申請する。所有権移転後は牡蠣養殖資材置場に転用する。現況：駐車場（入口）」
以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願いします。

議　　長　　この4番の案件につきましては、関係農業委員の清水委員が欠席のため事務局は説明をお願いします。

中田書記　　説明にあったとおり、追認案件となります。駐車場の入口の部分ということで今後所有権移転も牡蠣養殖資材置場の入口の部分ということで使われる予定だそうです。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。以上で4条の審議を終わりまして、議案第14号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　　議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和7年7月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

番号１、譲受人、Ｏ、住所、江田島市能美町、職業、自動車販売業。
譲渡人、Ｐ、住所、江田島市能美町、職業、農業。
所在地、能美町○○字●●＿番＿　外１筆、合計面積、472 ㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「当該農地の隣地で自動車販売を営んでおり、商品の展示場から国道に出る際に見通しが悪く困っていた。視界を確保しつつ商品展示スペースを拡張するため譲り受ける。」
譲渡人は「今回、譲受人から当該農地の購入について申し入れがあり、譲受人と合意が得られたため、有償で譲り渡す。」
御審議をお願いします。

議　　長　　この案件につきましては、関係委員である室元委員の意見を伺いたいと思います。

室元委員　　事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号２、Ｑ、住所、東京都港区新橋、職業、会社役員。
貸人、Ｒ、住所、江田島市大柿町、職業、無職。
所在地、大柿町○○字●●＿番　外２筆、合計面積、3,030 ㎡。
申請理由は地上権で、借人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で借り受ける。」
貸人は「当該農地を令和３年に購入し、草木の伐採を行ったが、高齢となり耕作ができず、また葦が生えて耕作できないため借人の希望に応じて貸し付ける。」
御審議をお願いします。
今回の案件は農地転用面積が 3,030 ㎡になりますので、今回許可をいただけたら、広島県常設審議委員会に諮問が必要となります。

小山内書記　　諮問で何か常設審議委員会から意見があれば、再審議をする可能性もありますので、何もなければそのまま今回の許可で通ります。

議　　長　　この案件につきましては、関係委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。

村上委員	道路からちょっと中に入ったところなのですけど、近くまではなかなか行けなかったので、この写真を見てもらえると、道路側から中に入ったところなのですけれども、問題はないと思います。
議　　長	御意見、御質問はございませんか。
中福委員	近くまで行けないのにソーラーを設置するような通る道があるのですか。
永村書記	土地の所有者とは工事やメンテナンスのために通らせていただくという契約を結ばれるというのを確認しています。
下河内委員	他の人の土地を通らないと、ここには入れないということですね。
永村書記	はい。
小山内書記	接道はしてないですね。
室元委員	排水は大丈夫なのですか。
永村書記	申請では自然浸透と回答をいただいています。
下河内委員	周りの土地は耕作していないのですか。
永村書記	耕作していません。
室元委員	そのもう少し下側の土地でも太陽光の転用の予定があるのですよね。
永村書記	はい。この次の5条の3番の案件で、すぐ隣に別業者ではあるのですけども、太陽光を設置する予定ではあります。そちらは海側に潮間がありますので、そちらに流すことは可能ですが、自然浸透でしたいとのことです。本案件では対象農地の周りに土を盛った形で小堤を作り、フェンスで囲う予定です。
室元委員	昔は田だったこともあり、周りの土地に水が流れるのが心配です。
中福委員	隣接地と同じ業者であればいいのですが、業者が違うということなので、水が流れて揉めなければいいのですが。
小山内書記	確認したら、グループ会社ではないのですが、関係企業、協力企業であるとのことでした。
室元委員	排水がやはり心配です。浸み込まないので、水が流れると思います。

永村書記	業者に排水計画を練るように伝えます。
議　　長	これは県に諮問する際に、県からの判断を仰いだ方がいいのですか。
永村書記	先に総会で議決を得られないと県には諮問できません。
小山内書記	今回は保留にして、来月の常設審議委員会で諮問しても、常設審議委員会は構わないと思います
角田事務局長	今回は保留にして、排水計画をもう１回しっかり出してもらったものを来月の農業委員会総会で見てもらって、その後常設審議委員会にかけるというのではどうでしょうか。
室元委員	いいと思います。
議　　長	では、この案件は来月もう１回しっかりした排水計画を出してもらうという形で保留ということでよろしいでしょうか。
委　　員	異議なし。
議　　長	２番は保留ということで、事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号3、借人、Ｓ、住所、東京都港区六本木、職業、会社役員。 貸人、Ｔ、住所、江田島市大柿町、職業、無職。 所在地、大柿町〇〇字●●＿番＿、面積、2,238㎡。 申請理由は地上権で、借人は「太陽光発電事業用地として有効活用するため有償で借り受ける。」 貸人は「当該農地を令和３年に購入し、草木の伐採を行ったが、高齢となり耕作ができず、また葦が生えて耕作できないため借人の希望に応じて貸し付ける。」 御審議をお願いします。
議　　長	この案件につきましては、関係委員である村上委員の意見を伺いたいと思います。
村上委員	事務局の説明のとおり間違いありません。
議　　長	御意見、御質問はございませんか。
中福委員	こちらは排水計画についてどのように考えられていますか。
永村書記	こちらも自然浸透ということで排水計画を出されています。

室元委員　　潮間に一緒に流してもらったらいいと思います。

小山内書記　　先ほどの案件との間に里道が間に入っているので、その里道に水路を通すのに別途申請が必要だと思うので、それも含めて業者と調整します。
　ではこちらも保留でよろしいですか。

室元委員　　先ほどの案件とセットで考えた方がいいと思います。

議　　長　　それでは本案件も保留ということで。以上で5条の審議を終わりまして、議案第15号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　　議案15号、非農地証明の申請について。
　農地法第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
　令和7年7月30日提出。江田島市農業委員会 会長 小原　正清。

　番号1、申請人氏名、U、住所、広島県広島市安佐南区。
　所在地、江田島町字〇〇＿番、面積は2,203㎡。
　申請理由は「約20年にわたって管理されないまま現在に至っている。現況は山林となっており、法務局へ地目変更登記を行うため、申請する。」
　以上、御審議をお願いします。

議　　長　　この案件につきましては、関係委員である山田委員の意見を伺いたいと思います。

山田委員　　これは木が生えて山林化しており、仕方ないと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記　　番号2、申請人氏名、V、住所、江田島市大柿町。
　所在地、大柿町〇〇字●●＿番＿、面積は810㎡。
　申請理由は「前所有者から土地を購入した時から山林化しており、今回現況に合わせて法務局へ地目変更登記を行うため、申請する。」
　以上、御審議をお願いします。

議　　長　　この案件につきましては、関係委員である中福委員の意見を伺いたいと思います。

中福委員　　これは先ほど出たパン屋の向かって家の右側の場所なのですけれども、写真で見るように、ここも木が生えて山林と化しているため、仕方ないと思います。

議　　長　　御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で許可といたします。以上で非農地証明の審議を終わりまして、議案第 16 号、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について、事務局は説明をお願いします。

永村書記　　議案第 16 号、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任に関する同意について。農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、江田島市農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会の同意を求める。

令和 7 年 7 月 30 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

今回の経緯について説明いたします。

氏名、W、住所、江田島市沖美町、任期、令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 3 年間、辞任届届出日、令和 7 年 7 月 1 日付。

辞任理由、一身上の都合による。

今後の流れとしまして、当該推進委員の辞任について、今回の総会、7 月 30 日の農業委員会総会で諮り、決議をした日の翌日を辞任日とします。

こちらが、提出された辞任届になります。自筆の署名、押印がされており、江田島市農業委員会会長　小原　正清様宛になっております。

こちらは、参考資料として、新制度の農業委員会に関するＱ＆Ａを抜粋したものです。推進委員が辞任する際の具体的な手続きとして、農業委員会の同意を得ることが必要となります。

農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

解説として、辞任する推進委員から農業委員会会長宛の辞表を１通提出してもらい、農業委員会の総会で辞任について諮り、当該決議をした日の翌日をもって辞任日とします。

以上、御審議をお願いします。

議　　長　　今、事務局が説明したことに対して御意見、御質問はございませんか。

川尻委員　　次の農地最適化推進委員の募集はありますか。抜けたままですか。

永村書記　　あと１年、任期があるのですけれども、募集はせずに、事務局がサポートするとともに、沖美町の委員の皆様にも御協力を頂くことになると思うのですけれども、欠員のままでいかせていただきたいと思います。

議　　長　　他に御意見、御質問はございませんか。

委　　員　　無しの声あり。

議　　長　　採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　全員挙手。

議　　長　　全会一致で賛成といたします。
　以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程５の協議事項について、事務局は何かありますか。

永村書記　　農地利用状況調査実施の日程について
　農業新聞の料金改定について